

Title	越前藩安政改革について：学校政策を中心に
Sub Title	On the Ansei reform in Echizen Han, 1853-1858
Author	高木, 不二(Takagi, Fuji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1981
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.51, No.3 (1981. 12) ,p.109- 130
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19811200-0109

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

越前藩安政改革について

— 学校政策を中心に —

はじめに

幕末政治史に果した越前藩の足跡の大きさに比べ、その藩政改革研究はあまりに手薄であり、最近ようやく本格的な取り組みがなされるようになってきた段階である。⁽¹⁾なかでも安政改革については、天保期以来の課題を担いつつ同藩が初めて行った「抜本的な改革」⁽²⁾であると指摘されながらも、内容については軍制改革に大部分の関心が集中している。しかもその際藩内改革と、この時期の全国的な政治状況や、それとのかかわりの中で同藩が展開した中央における政治運動との有機的連関については、ほとんどかえりみられていないと言つてよい。

こうした傾向は、いまだに絶対主義「傾斜」論の軛を脱していないことによるものと思われるが、本稿はこうした研究状況にかんがみ、あらたに越前藩安政改革を、同藩が展開した全国的な政治運動とのつながりに留意しつつ、藩校明道館を中心とした学校政策に焦点をあわせて検討していくこととしたい。

越前藩安政改革について

高 木 不 二

従来藩政改革研究の中で軽視されてきた学校政策に特に注目する理由は、越前藩においては少くともこの時期最も重視されたものであり、且つ体系的な施策がとられているという点で、安政改革の歴史的意義をみきわめる上で好個の考察対象とみなしうるからに他ならない。

一 藩校明道館の設立

安政二年（一八五五）正月九日、藩は学問所創立に向けて、御側締役平本平学以下八名の面々に取調掛りを命じた。その中でも特に御省略掛り鈴木主税が学校設立の「規画」⁽³⁾に重要な役割を果たしたという。

そして学問所の普請が大方出来あがったのをみとけた上で、藩庁は三月一五日高野半右衛門を教授に、前田万吉・吉田悌蔵・徳山唯一を助教に任ずると共に、藩内に学問所設立について次の

ような布達を行った。

「文武は御政道の基本ニ而、士たる者の専務は勿論の事に依得は文武学校之儀、兼々 思召被為在^レ得共、從來御勝手向、御不如意之上、引続非常之御物入有之、必至御手詰之御儉約にて、漸く御凌被為在^レ御次第故、無御抛、不被為任 思召。尤武事之儀は、夫々師役も御立置、別而近來御軍制御改正を初、武術之義も、追々御趣意被 仰出、一同出精之段、御喜悅被 思召^レに付而も、学問之義、此儘に被成置^レ而は、自然武道之本旨に暗く、技芸に局^レ様、可相成哉と、厚御評議之上、是迄大谷半平罷在^レ屋敷、今度学問所に御取建被成^レ事^レに^レ。就而は素より文武二致は無之、畢竟人之人たる道を修る之外は無之事に^レ得は、第一忠孝を旨として、万事其筋道を研究致し、武も本旨に本付き、文も末芸に流れず、言行着実に相励み、風儀愈正敷相成、末々迄も推移り^レ様に被成度との深き御趣意に^レ問、一同篤く相心得、此上文武無偏倚専ら致修行^レ様被 仰出^レ。」⁽⁴⁾

即ち文武は「政道の基本」「士たる者の専務」との認識のもとにかねてから藩主は文武学校の設立を望んでいたが、嘉永期以来武芸奨励策や軍制改革が鋭意おしすすめられてきたのに比べ、学問がおろそかにされている現状に鑑み、このたび新たに学問所を設けるにつき、忠孝を本旨とし人の人たる道を修める筋道を研究し、文武一致・言行着実につとめ「風儀愈正敷」なることを期せ^レというものである。

そして学校運営の財源として、「三ツ免五百石高年々御蔵米之

内より御振除⁽⁵⁾」が決められている。

ではなぜこの時点で、こうした学問所の設立が要請されたのだろうか。それを考える時我々は、ペリー来航から学問所設立に至る迄の越前藩の動静をふり返ってみておくことが必要となる。

嘉永六年（一八五三）ペリー渡来に際して幕府の諮問に依じて提出した越前藩の答書は、在府中の藩主松平慶永・側用人中根鞞負を中心に、国表から馳せ登った家老本多修理・金津奉行鈴木主税らの意見を徴した上で作成された、いわば安政改革派の初期政治綱領とも言うべきものである。その内容は、天下の「兵馬之権柄」を握る「大元帥」を立て、国内の防衛体制を固めた上で外国と談判し、「漂民御撫術之外は願之趣御取揚難被成趣⁽⁶⁾」を説ききかすべし、という強硬な攘夷論に属するものであった。

そのためペリー再訪までに、幕府はじめ大節儉を行って「防戦一途之御処置に天下之財力を傾け⁽⁷⁾」るべきであるとし、防衛構想実現に向けて幕閣への働きかけを開始する一方で、以後越前藩みずから鈴木主税を「御省略掛り」に任じ、安政元年（一八五四）初頭から奥向はじめ大儉約を断行した。又この前後越前藩は江戸表に於て、品川御殿山に再度にわたる警衛出兵を行うなど非常態勢をとりつづけていたが、国表でも七月帰国した鈴木を中心に、江戸と同じく節儉政策をすすめる一方、九月にはロシア船撰海乗り入れに際して出兵準備を行うなど、外圧のもたらすインパクトの中でめまぐるしい動きを展開していたのである。

こうした状況の下でまず軍制改革⁽⁸⁾がおしすすめられ、それにつづく形で学問所の設立が考えられていったのである。

しかも実はこの時藩首脳はこの延長上に、もっと壮大な規模の「文武学校」を構想していたのである。当時越前藩に蘭方医として召しかかえられ、江戸にあって橋本左内らの指導にあたっていた坪井信良は、安政二年四月一日付で実兄宛て次のように書き送っている。

「福井城下ニても今度諸学校御製立之内々調子等有之、小生等種々相談、愚考杯申立置申。何分不容易大業故、如何可有之哉。漢蘭文武諸芸、凡ソ御国益ニ関リ申事ハ何ニても稽古出来可申様ニ仕度心組、中々面白事ニ御座。』」

これはまさに学問・技芸の総合研修センターのヴィジョンである。そしておそらくこうした水戸弘道館流の藩校への志向が、藩をして文政二年（一八一九）以来管理運営にあたってきた城下学問所「正義堂¹⁰」と全く別に、この時あらたに城内に学問所を設けしめた理由であつたろう。これをみるに、藩はこの時点で学校教育に大きな比重をかけた藩政改革路線を構想しており、その一環としてとりあえず学問所が設立されたことが知られる。

その狙いは先の布達から察するに、外圧によって必然化された全国的有事防衛体制の構築を意識しつつ、嘉永期以来の軍制改革重視路線を一步すすめて、学校での教育を通じて藩士の道徳的自覚をたかめ、その結果として藩士の側からの精神的エネルギーが藩権力の下に自発的に収束される中で、「文武一致」という形でのより高次の政治・軍事体制が創出されることを促すところにあつたと考えられる。

学問所が明道館と名付けられ開館に至ったのは、藩主出府後の

越前藩安政改革について

安政二年六月のことであつた。

明道館の入学資格は「帯刀致しし身分以上」とされ、「御家中一統入学」を原則としていた。それ以下の身分の者については「吟味の上可及指図¹¹」とされたが、実際は家中の当主及びその子弟以外に門戸が開かれることはまれであつたようである¹²。それでも入學式に出席した学生の数は一、八〇七人に及んでいる。

それにひきかえ明道館側の受け入れ態勢はきわめて不十分なものであつた。ことにまだ藩士の間で学問に対する取り組み姿勢ができていないこの段階で大きな比重を占める素読教育については、従来からの藩内におけるいくつかの家塾あるいは私塾の助けをかりなければならなかつたようである。開館直前の四月二五日付で、藩から学問所役輩に対し雪吹弥太郎以下一三名に次のように申し渡すよう達しがなされている。

「此度学問所御取建之処御時節柄未タ全備も相成兼い得共左之面々是迄素読世話致居いニ付外塾之趣を以当分是迄之通致世話様被仰付い間尚又委細之儀ハ教授始江申談い様可被申渡い」

明道館は「素読局」に於て自ら素読指導を行ったが、手のまわらない分についてはこのように「外塾之趣」を指定してそこに明道館入学生の素読教育を任せ、それらの経営者を外塾句読師として明道館教官の列に任ずる態勢をとって運営を行つていたのである。

又この「外塾之趣」以外にも、場所によっては「父兄近隣」の塾にて素読を受けることも認められていた。

しかし素読と並行して行われたやはり子弟を主な対象とする「幼儀稽古」、即ち礼儀作法の教育については、外塾書生・父兄近隣の塾書生の場合ともに明道館での直接教育が義務づけられていた。

明道館自体は素読・幼儀教育と共に、「講究局」に於て「講釈」「会読・輪講」などの形式でより上級の儒学教育を行っていたようである。そして実はこれが学問所設立の趣旨からして学校教育の中心的位置を占めるべきものであったが、実際は素読・幼儀指導などの初等教育に追われていた感が強い。そうしたこの時期の明道館運営の実態は、次のような「月例表」から垣間みることが出来る。

「講釈四ノ日但末ノ刻 表講九ノ日夕但右同断 素読毎日昼後 幼儀偶日朝但辰ノ刻 会読輪講時日不限 休日朔日十五日二五日

講釈日割 毎月九日 論語 御書院番以上御医師迄十九日 論語 大御番組より新番格迄二九日 論語 与力小役人より以下并陪臣」

この他学校運営上の諸規則や、読書課程・等級制度などについては特に定められた形跡はない。

このように安政三年（一八五六）三月藩主が帰国する頃までの草創期明道館は、学校運営上あるいは教育上の組織・制度などあらゆる面で全く未整備であったが、そうした中で藩士教育が藩権力によって直接的に掌握される軌道が敷かれたことだけはみとることができる。

二 明道館改革の開始

明道館に藩が強くテコ入れする姿勢をみせはじめると、やはり外庄による緊張の昂まりと、それに呼応する中央政局とのかわりの中から生れてきた。

安政二年（一八五五）八月、幕府は前年アメリカに引きつづきイギリス・ロシアと結んだ和親条約書を諸侯に示すとともに、三月にアメリカが下田にて提出した沿海測量要求の和解を回覧させ、沿岸防備の覚悟を促した。このアメリカ側の測量要求を知らされた越前藩では、「唯にさへ穩ならぬ世情の此事被仰出し已来ハ今にも事の出来らんやふに騒ぎ」、「御国許へも防禦を厳にし且関東に事あらん時の心得も油断すへからさる旨」⁽¹³⁾を申し送った。

こうした時に、幕府から改めて政務参予を命ぜられた徳川斉昭から意見を求められた越前藩は、一〇月一六日国表の意見もとりに入れた意見書を提出した。

それは諸侯疲弊の中で外庄に抗する防衛体制を創出する策として、四年一観・在府妻子の帰国によって諸侯の負担を軽くする一方、国許での士気振興・守備強化をはからせ、中央の防備は在番の大名を軸に小名・旗本・御家人を加えて行わせ、海軍については全国高割にて軍艦を建造せよというものであった。⁽¹⁴⁾これは幕政改革を前提とした藩権力の建て直しを基礎におく全国的防衛体制の構築論であった。この意見書は斉昭のすすめにより、後に幕閣にさしだされている。

そしてその構想実現に向けて一藩段階での責を果すべく、藩主

慶永は一月国表に対し「政事は素々文武奨励筋等」⁽¹⁵⁾につき精力を尽くすよう藩政改革推進の指令を發していた。この時富国策には関心が向けられていないが、その背景には外庄との即時対決を強く意識しつつ、富国はえてして偷安の氣風を生み強兵にはつながらないとして「四民心力を合せ、神州を保護するの勢」⁽¹⁶⁾を重視する、反經濟主義的色彩の強い強兵論が横たわっていたのである。

だが安政二年の暮に至ると、藩首腦の総知を結集しての先の意見書に対し、阿部正弘老中から内々に受け入れがたしとの意向が示され、越前藩の中央での動きは頓挫を余儀なくされる。これは歴史的には、藩権力の立場からの参観制緩和など幕政改革を前提とする全国的防衛体制創出構想が、「公儀」としての阿部・堀田政権によって拒否されたことを意味した。

だが幕府はこれに変わる防衛策を提示したわけではなく、こうした幕府の姿勢に越前藩は不信感を抱く中で、外庄への危機感を一層強く認識する結果となり、それがやがて同藩の藩政改革の成果への性急な期待を必然化していった。

安政三年（一八五六）三月福井に帰った慶永は、「幕府の事ハ為人かたもなし自国ニおいてハ将来の警戒なくてハ適ふへからず」と、この年の在国中には先の指令の線に沿って「大に明道館を開らき給い文武の道を講明して治教を弘め必戦必死を御心とし給ひ軍制を實にし武備を嚴に」⁽¹⁷⁾することにとめたという。

かくして新台場建設や軍事演習など海防体制確立への布石を打つ一方で、肝心の藩内の人心を結集すべく藩権力による明道館へのテコ入れが始った。

越前藩安政改革について

四月五日教授に対し、明道館教育体制の整備がおくれているとしてその進捗を促す意向が申し伝えられた。

「昨年御発駕前明道館御取建に相成万事御規定の処未御整無之に付当年御帰国有之事故永久の御規定御整被遊度思召に付一同相心得肺肝を碎き講究可致様被仰出」

つづいて一四日には藩主みずから明道館に臨み、「神位御拝役輩ノ面々御目見被仰付御奨励ノ御意有之夫ヨリ教授高野半右衛門講談被為聞」⁽¹⁸⁾、その決意の程を館中に示している。これ以後時々藩主の臨校が行われ、又考課もなされるようになった。

一方明道館の教育理念については、藩主の意向に答える形で五月に教授から館内の「衆評」にもとづく一通の書取が上呈されていた。それは「御封国以来之御国風并当世之世態人情」から藩内に「功利」の弊風が定着していることにかんがみ、「忠実」を「実地を履ミ成功を不計勉ミ孜ミ終始相貫」くことを政事・教育の根本理念とすれば、「弊風改のミならず政教一途文武不岐之御国体も相立可申哉ニ奉存」⁽¹⁹⁾というものであった。

ここにみられる個人（それはあくまで武士身分を前提にしている）の道徳的実践が「政教一途文武不岐」の国体を実現する鍵であるとする考え方は、明道館設立の布達にみられる理念に通じている。しかもこの書取は教授の手からさし出されているが、実はこうした考え方は助教・明道館預り吉田悌蔵東篁の主張と全く一致するのである。それは当時江戸で学問修業中であった橋本左内が、国許から国是について質されたのに答えた四月二五日付の書簡の内容から明らかである。曰く、「国是論は東篁が一紙相廻披

関仕候。…既に東篁論中にも有之¹⁹通、忠実之二字ハ万世之龜鑑百行之根本、此は寝ても醒ても不可忘却義ニ御座¹⁹也。」四月以前の段階で東篁が「忠実」を国是の根本とすべく主張していたことが知られる。

吉田東篁は足軽という微賤の出自をもちながら崎門学を修め、みずから私塾を開き、その門をくぐった者は鈴木主税・橋本左内はじめ、当時家老であった松平主馬・本多修理・本多飛驒など数百名に及んだという人物である。福井「学問の権輿²⁰」といわれこ²⁰うした実績を持つ東篁が、高齢で多病な教授高野半右衛門真齋を凌ぎ、弟子であると共に無二のパートナーである鈴木主税の政治的バックアップを受けて、明道館創立以来事実上館内のオピニオンリーダーになっていったものと思われる。

だが結果からみて、以後の明道館はこの書取の理念とは異った方向に改革がおしすすめられていった。その推進者は二月鈴木主税が他界したあとをうけて、江戸から呼びもどされた橋本左内であった。

左内と、東篁や明道館教官との学問・教育観の落差は、左内帰国以前の鈴木主税の墓表をめぐる一件ですでに顕在化していた。

左内は四月九日付の側用人中根宛の書簡で、鈴木²¹の墓表を徳川齊昭が藤田東湖の墓表を染筆したのになら²¹い、藩主慶永が執筆することを提案した。その本意は、「只管忠誠之風を引立敦厚之俗を推開き、後々ニ至り国家忠臣義士に被富²¹様²¹に致度一念」からであるとし、藩主もこれを嘉納したが、明道館側はこれに反対の姿勢を示した。これを耳にした左内は「彼輩平生何之学問を講究

致居²²哉」として明道館教官をはげしく非難しつつ、「何れ過日明道館中之衆評と申すハ講究師辺之論と被察²²也。悌藏何故右様之論ニ同じ²²哉」として、その震源地を講究師たちと推定すると共に、それに同調した吉田東篁への不審感をもらしている。

左内は六月帰国すると、翌月には早速「明道館講究師同様心得又蘭学科掛り」、さらに九月には書院番組から御側役支配となり朋友矢島恕介と共に幹事に任命された。そして「以来館中之諸務其他惣而助教同様申談²³様猶又諸向江達事等是又両人ニ而指出²³也而も宜敷²³也」と申しわたされ、いよいよ明道館の中樞を握るに至っている。

このことは藩政府が彼の考え方にそって、学校を「政事之根本、教化之原由」たる場として、「紛々之議論」を離れ「実事」に即して早急に建て直していく方向を支持したことを意味していた。²³それは藩首脳²³の藩政改革の成果への性急な期待のあらわれでもあった。そしてこの時明道館教育の理念として大きく掲げられたのが、他ならぬ「明道館之記」であったのである。「明道館之記」とは左内の撰にかかる次のようなものである。

「明道者。明此道也。凡天下之事物。莫不各有当行之理。所謂道也。若夫父子之親。君臣之義。則之是也。蓋道者。雖人性固有。不待外求。自其非生知之資。苟学而不明之。則氣稟所拘。物欲為蔽。而不能由於夫当行之理也。…吾祖 淨光公。親其胄。而雄武之資。以左基業。受封此土也。藩屏于国家。然治平之久。風移安逸。俗趨功利。予嗣守 祖先之遺緒。恒懼不堪其任。而況於方今有洋警之急。豈当不慨然尽力

矣。故今設此館。与士大夫。講明此道。推以及衆庶。文武相資。政教一致、倫理整正。上下誠一。庶幾塞藩籬⁽²⁴⁾萬一之責。報 國家無窮之恩。以不墜 祖宗之業云爾。

即ち、外庄に対抗して幕藩制を再建すべく、学校を通じて武士階級を中心に天下の事物を支配している理道⁽²⁴⁾を考究し、「文武相資」「政教一致」をはかって「倫理」を整え、君臣上下一体となって藩体制をかためていこうというものである。これは明らかに水戸藩の「弘道館記」に做ったものであるが、ここに於てはじめて明道館は、外庄に抗して幕藩制を再建する一環としての藩体制強化という政治的・軍事的目的に向けてその中核的役割を担うべく、明確に位置づけられるに至ったのである。

そしてこうした明道館が上から「忠誠之風を引立」てることを志向する左内の方針に沿って運営される時、そこでの教育は等しく「文武相資」「政教一致」という形でのより高次の政治・軍事体制の確立を目指しつつも、明道館設立当初の理念あるいはそれに通じる吉田東篁等の理念にみられたような、相対的ながらも個人の道徳的自覚を重視するという方法によってではなく、最初から政治的・軍事的目的に向けて上からの封建道徳イデオロギーの注入を重視する方法によってなされていくこととなる。

それは教育の政治・軍事への一方的従属を意味し、以後明道館はみずからの責任において教育を通じて政治・軍事の世界に寄与するという主体的役割を果たす道をうばわれ、藩権力の完全なリーダーシップのもとに、教育を行う方向が決定つけられたのである。

越前藩安政改革について

こうした態勢の基礎が固まった安政三年九月末頃から、藩主慶永は尾張の徳川慶恕らと連絡をとる中で將軍継嗣運動を積極的に展開しはじめている。越前藩をして再びこうした中央での運動にふみ込ましめた契機には、やはり下田に着任したハリスの強圧的姿勢や、やがて長崎に英国ボウリング艦隊が通商条約締結のため渡来するとの報告を耳にしたことなどによる、同藩の外庄に対する危機感の再燃があった。

この運動の狙いは、嘉永六年段階で「大元帥」をたてることによって手早く軍事的防衛体制を構築し外庄に対処しようとした延長上に、今度はより根本的な対応を企図して、「儲副」⁽²⁵⁾に徳川慶喜を核とし諸侯はじめ四民が結集する挙国一致の政治的防衛体制をつくるところにあった。その具体的政権構想はまだ明らかではないが、この運動が客観的には將軍・幕閣や有司への不信感から幕府の「公儀」性を否定し、新たな「公儀」をつくり出す方向性を持つものであったことは否定できない。

以後越前藩においては、こうした全国的運動の始動とともに藩内改革はますます意欲的にすすめられ、学校政策も加速されていくこととなる。

三 明道館改革の推進

藩は一月朔日一定以上の席柄ならびに知行高を持つ面々に對し、明道館詰を命じた。その達しは「文学之儀は素より一統可相励儀ニはい得共別て席柄并知行高之面々は往々重き御役儀をも相勤事勿論に付猶更致勉勵様」との趣旨にもとづき、定座番外

以上又は三百石以上の当主并子弟で、一五才以上四〇才迄の者に、一ヶ月のうち一〇日以上詰が義務づけられている。その他の者、又は役付の者は勝手次第とされたが、ここに於て不十分ながら初めて身分別出席強制が制度化されるに至った。しかもこれには、「不快之節は直々御目付江御達可被成事²⁶」という目付による出欠管理規定も加えられ、水戸弘道館方式の制度が確実に定立されていく様子がうかがわれる。

翌安政四年（一八五七）に入ると、近来「多務之御時態」にかんがみ「不時之役付等」を仰せつけることがあること、その際「勤振りにより超越之御引立²⁷」もありうるとの、画期的な役付方式の変更及びそれに伴う人材登用の達しがなされた。これをうけ、明道館では橋本左内が正月一六日幹事局御用向取扱そのまま、改めて「明道館御用掛り被仰付学監同様可相心得い」との辞令を拝した。この段階で、従来目付が任じられていた学監に準ずる地位が与えられたことよって、左内は事実上「政・学」の接点に立つこととなり、明道館におけるその指導性は完全に保障されることになった。

こうした体制のもとでまず行われたことは、外塾を指定しここの「子弟」教育を大勢づけたことである。一月二四日、鷹冷場末松塾・桜馬場矢島塾・大名町田川塾・鍵町小林塾の四ヶ所を明道館外塾に指定し、「以来素読等為致度面々ハ宅ノ方角ヲ以右四ヶ所ノ内へ為相詰精々修業為致い様²⁸」との申し達しがなされた。そして二月朔日には、末松久兵衛他三名が外塾師あるいは同見習に仰せつけられると共に、三月二日には外塾規定も設けられ²⁹、従

来の各家塾あるいは私塾に依存する形での対子弟素読教育体制は、ようやく払拭されるに至った。

又これにともなうて幼儀教方が改定された。これまで幼儀稽古については、子弟を中心に未修の全書生が明道館にて直接教育を受けることになってきたが、三月二七日明道館及び外塾を含む諸塾とも精選された代表者が教授を受け、その者たちが各塾にて指導にあたることになった。この改定は、外塾体制が固められたことよって、明道館が幼儀稽古を通じて子弟を直接掌握する必要性がうすれたことによるものである。但しこの場合も春秋二期対象の全書生に対し明道館での考課を課すことを忘れていない。

以上の如き改革によって、初めて子弟の初等教育は組織的・制度的に整備され、明道館によるその求心的掌握が可能となった。同時に明道館本体は初等教育の必要性から大幅に解放され、以後は本来の趣旨にそって初等教育を終えた藩士を対象とした中・高等教育、あるいは新規科目の研究・教育に力をそそいでいくことになる。

一方これとは別に、二月一三日粟田部に設けられていた郷校が「明道館外塾之趣」に指定され、従来からそこで藩命により教諭にあたっていた三寺三作は「外塾師同様之御取扱」となった。

在方郷校で唯一「外塾之趣」とされた粟田部学塾は、奉書紙生産で有名な今立郡五箇村を背後にひかえた商品流通の活発な大村にあつたが、ここでは既に安政二年の段階で三寺が教導にあつており、その結果「村締りも宜相成」る迄になっていた。藩はこうした実績を持つ郷校を明道館翼下に組み込んだのである。それ

は藩士教育とは異った次元で、「郷校教導之儀孝悌之道ヲ修メ農桑之業出精相勸ムテ往々礼讓之風ニ推移ム様示諭可致ム³⁰」として、上から組織的に上層農民やその子弟に対して、儒教道徳による封建的イデオロギーの注入をはかろうとするものであった³¹。

又郷校に課せられた役割を考へる上で、三寺への指示の中で左内が「秀才之者ハ行々明道館へ引上修行為致可然事³²」とし、農民身分からも人材登用をはかろうとしていることは注目に値する。

同様に町方に於ては、松岡八町が藩に対し学塾への教導師の派遣を求めてきたのに応じ、四月二〇日「教導師指遣追々相端立ハ様心配³³」すべしとの令が出ている。但しこれに関しては、『明道館御用留拔書』に「誤合有之御断申上相止³⁴」という記事があり、明道館側の意向で教導師派遣は沙汰止みになったようである³⁴。

以上要するに、藩士教育の中心をなす明道館の下に、子弟初等教育のための「外塾」を設置して一貫教育の柱となし、この外郭に粟田部郷校を含む「外塾之趣」や「父兄近隣」の塾等を配した求心的な明道館教育体制の大枠と、それを運営するための基本的制度は、安政四年春の段階ではほぼ固まったとみなしうる。

残るは明道館内の整備・拡充である。まず四月一二日には館内に洋書習学所を設立した。そしてここに文化二年以来の伝統を持つ医学所済生館にて洋書を教授していた面々も教授スタッフとして引きあげさせ、同時に洋書修業中の学生にも明道館での修業を命じた。このように洋学関係者を明道館に一集したねらいは、次のような四月一三日付の回達に明らかである。

「以来同所へ不申達窃に洋学相学ひ儀不相成ひ間其旨可被

越前藩安政改革について

相心得万一洋学に事寄せ新奇を好み正理を誣ひ衆人を感じハ様之儀共有之ハハ御吟味之上急度可被及御沙汰ハ間可被得其意³⁵」

即ち洋学研究を封建権力の監視下に置き、西洋研究の中から「皇国」批判が生ずることを未然に阻止するとともに、先進の技術西洋の「長技」を藩権力が独占することで、その支配基盤の強化をはかるものであった。

さらに四月九日、総武芸稽古所を建てこれまで各師範のもとに分散していた武芸稽古所を、明道館に一集し付属させる旨を達した。同日荻野小四郎以下四名に、総武芸所掛り同様文武引立方世話（文武掛り）が命ぜられている。これによって明道館創立以来念願の文武修業態勢整備へのレールが敷かれたことになる。但し総武芸所の開館は九月に入ってからのことになる。

この他四月一二日算科及び物産科を新設し、二〇日には前年一月に任命されていた兵科のスタッフを、教育にあたる教導掛りと、研究を行う御調御掛りに二分した。これに先立って既に兵科局詰の者も任じられており、この頃兵科は軍事の研究・教育機関としての体裁をととのえ始めたようである。これがやがて軍制改革・軍事訓練と連動していくことは言う迄もない³⁶。

こうした一連の館内改革によって、明道館は設立当初の構想を越えて、政治・軍事はもとより経済や医学の一部にもかかわる一大研究・教育センターとしての組織づくりを略成し遂げたと言つてよい。

この年藩主慶永は、「文武を始、御政務殊之外御多端³⁷」のため

「足痛」の名目にて参府の時期を一ヶ月程遅らせ、四月二五日ようやく福井を出立している。「御政務」の内には、家中の武具や軍役の改正をはかった第三次軍制改革、及び郡方支配の集権的再編をめざした機構改革等も含まれていたが、その最大のもは明道館改革であったのである。

四 明道館体制の確立 I

明道館改革が権力を背景に強引に断行されていく過程は、裏をかえせば草創期明道館の考え方が、抑えこまれ切り捨てられていく過程でもあった。

それはまず草創期のオピニオンリーダー吉田東篁の辞職という形であらわれた。安政四年二月六日、東篁は側用人に宛て辞表を提出した。それには「昨年に至り教職不相当の一件出来仕、実に無調法至極絶言語奉恐縮⁽³⁸⁾」とあるのみで理由は不明であるが、藩は二五日これを入れ東篁は依願退職となった。

館内のまとめ役であると共に、藩庁との間の緩衝の役目をも果たしていたと思われる東篁の退職が残す、館内への影響は無視しないものがあった。二四日横井小楠招聘の件について、執政より左内に内談がなされている⁽³⁹⁾のは、藩庁が新たに「正学」に基づくオピニオンリーダーを求めていたからであろう。

だがこれはすぐ実現するものではなく、東篁辞職・藩主発駕後の明道館では、急激な改革のあおりを受けて不安定な情勢がつづいていった。

閏五月一五日付で江戸の中根に宛てた左内の書中には、次のよ

うな一文がみられる。

「明道館内別段相変り儀も無之、此頃ハ先不悪方ニ御座⁽⁴⁰⁾得共、兎角教助共蒙昧恰も醉漢之如く、右を扶くれ左に倒れ⁽⁴⁰⁾ニハ困申⁽⁴⁰⁾。迺も此儘ニ而ハ中々御趣意⁽⁴⁰⁾ニ而ハなく、正論正議も難立可相成奉存⁽⁴⁰⁾」

明道館教授や助教は「醉漢」の如く自主性を欠き、館内はまともまりがつかなくなっていたのである。

一方で教官達の改革への不協力量勢も目立ってきた。同じく閏五月一五日、左内は文武教官達の好ましからぬ現状を訴え、藩政府にその抜本的刷新を要求する『学制に関する意見笥子』を草している。それによれば、文学教官は「⁽⁴¹⁾技芸を卑視⁽⁴¹⁾」し、他方武芸教官は「⁽⁴¹⁾一步も学校へ趨向之念動き不申⁽⁴¹⁾」、互いに確執の動きすらみられるという。明道館は「文武相資」をはかるうとするその壮大なる構想・仕掛けにもかかわらず、安政四年夏の段階では教官レベルの問題で、事実上うまく機能していなかったことがわかる。

こうした閉塞状況に対し、左内は「不遠一剂相試度⁽⁴²⁾」としていたが、この起死回生のカンフル剤を注入する前に、彼自身は君命を受け出府することとなった。

慶永は五月一日江戸に入り、いよいよ將軍継嗣問題について本格的に周旋しようとしていたその矢先、はからずも阿部老中が六月一七日突然逝去し、運動は暗礁に乗りあげた形となった。阿部正弘は慶永の近親にあたり、慶永は「外国の事も天下の事も西城の件も総而いせ殿を依頼⁽⁴³⁾」していたが、その唯一の中央政府へ

のチャンネルを失ったことは越前藩に運動の方途を見失なわせることとなり、江戸から左内に「是非共老兄御出府に相成御輔養無之では適ひ不申⁽⁴⁴⁾」として出府を求めてきたのである。

かくして七月一日左内は出府を命ぜられ、八月七日後事を村田巳三郎に託して、五学生をともなって福井を出発した。村田は八月八日御側役支配明道館御用掛り・同幹事局御用向取扱・武芸所御用掛り同様心得を命ぜられ、以後左内のあとをうけて精力的に明道館改革の「修整調諧」をはかっていくこととなる。

だが左内が出発する直前、明道館をめぐってこれまでの累積されてきた矛盾が一挙に爆発したような事件が起っていた。

それは藩が二人の学生の修行派遣に関して、「最前に御調無之、教授に御落耳迄にて」「其預りの役輩師役に一応の御問合無之」、ただちに決定し発表したことについて、助蒙養師岩城外次郎・奈良茂登作両名が他学生の「引立に障る」として反対し、これを助教前田万吉・徳山唯一が取り次いで、教授である高野半右衛門から藩庁に異議の上申を行ったことに端を発するものであった。これに対し藩政府は「論言如汗上之思召甚堅く」、彼等教官の行動を「卒忽不敬」とする強硬姿勢をとったため、両助蒙は強く反発して登館せず、二助教もこれに同調し八月冒頭の秋期考課にもさしざわりがでるに至った。彼等の行動は「明道館より申達ハ義少も御聞上無之時は、館中之事態軽⁽⁴⁵⁾成」ることを憂えてのことであつた。

四名は藩側の説得により間もなく出勤することになったが、進退伺を出さなかったため一八日再び呼び出され、学監から詰問を

越前藩安政改革について

受けている。この処罰として、同日教授高野は隠居を申しつけられ、四人の当事者には八月二日伺書の提出を待って、「明道館取締方不参届儀有之恐入伺之上遠慮⁽⁴⁶⁾」が仰せつけられた。

この伺遠慮は二六日御免となり、処分は左内の主張した線で落着することになったが、この「教官不敬事件」のもつ意味は大きなものがあつた。

それは藩政に占める明道館の位置づけをめぐって、藩改革派首脳と明道館教官たちとの考え方の相違が表面化したものと言えらる。即ち、明道館側は館内教育に関して藩権力からの相対的独立性を主張しようとしたのに対し、藩側は学校に藩権力の下に完全に包摂されるべきことを求めたものと考えられる。

これは換言すれば、「文武相資」「政教一致」をいかなる形で実現するかという理解の仕方の相違にかかり、この問題はさかのぼれば明道館草創期にみられた学問・教育観と、改革を主導した左内のそれとの差に胚胎していたものであった。

こうした深い根をもつ事件であつたが故に、「館内甚以風波指起り、句読師迄悉く惣崩れの旗色⁽⁴⁷⁾」となつたことも当然であり、しかもこれが左内流の路線に沿って上から庄伏される形で結着がつけられたことは、以後の明道館教育に致命的な負の刻印を残すことになった。

改革断行派はこれを契機に、明道館教育体制の一層の整備・拡充を推進していった。

八月一八日四ヶ所外塾の諸経費を藩が負担することを達し、藩権力が外塾を藩校組織の一端にかかえ込む形をととのえ、外塾体

制を確立した。

そして九月に入ると四月に達した館内総武芸所が出来たのに伴って、あらたに三百石以下の当主・子弟をも対象に含めた一五才以上の家中全体に、文武の詰が命ぜられるに至った。日割は次のように定められた。

「一、定座番外以上并三百石以上当主子弟二至迄一ヶ月半日

ツツ二十五日詰但学文十日武芸十五日内御軍制放
発日五日

一、三百石以下百五十石以上当主子弟に至る迄一ヶ月半日ツ

ツ二十日詰 但詰日の内五日御軍制放発日其余文武の日割不

被仰付(48)間所志の芸業致講習鍛練猶又偏文偏武に不相成様可心掛事」

以下一五〇石以下新番以上一五日、新番格一二日・与力一二日

・御徒頭八日それぞれ詰が定められ、三〇才以上四〇才迄は三分の二、四〇才以上且繁勤の者については詰日は定めず、可能な限り出席することになっている。ここにいたって、水戸にならった身分別全家中文武詰強制体制は完成したと見做しうる。

この令によって明道館だけでも新規登館の者が一五〇人余に及んだが、それに対応して従来の素読局・習読局を増員したのに加え、算科・洋書科諸局に割り込む形であらたに西局を設け、収容につとめた。

総武芸所については、剣術・槍術・柔術の一二の師範稽古場を一集し九月一五日に開館したが、当時の状況について「当日諸士早晨より武場へ詰掛何方も草鞋戸外に満ち、群集充満、爾来日々終日稽古有之。号呼鬩声郭外に響き其勇壮成事、万々御想見可被

成(49)」と、村田は左内に書き送っている。

この総武芸所の敷地内には砲術所も設けられ、九月二五日からは軍制放発の日割が決められて、兵科局の指導のもと鉄砲の操作・射撃等の訓練を行ったが、これも詰日々数に算入される仕組になっていた。

かくして安政四年九月中には、明道館教育体制は左内の目指す「文武相資」「政教一致」体制実現に向けて、組織的・制度的に一応の確立をみたと言えよう。(次頁上図参照)

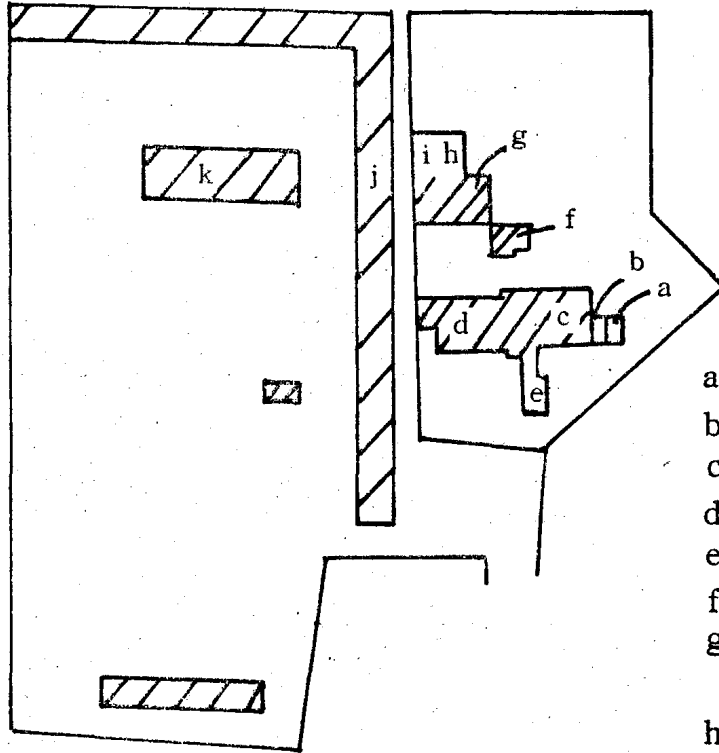
五 明道館体制の確立Ⅱ

しかし管理・運営体制の面では明道館はまだ十全とはいえなかった。

これについての議論は、八月の教官不敬事件の発生、及び九月に入ってから総武芸所開館とそれに伴う文武詰人員の拡大をうけて、九月初め頃からなされたようである。その結果下旬には、文武とも館中の諸件は全て御用掛り(村田巳三郎が両館について兼任)が取扱うということ、まず下意上達系統に具現する学校の管理・運営に関する責任体制一元化への了解が成立した。

この辺の事情については、九月二六日付の村田から左内への書簡中に分明である。

「武場の事、小子儀は明道館同様の心得にて担当可相勤覚悟に付、土氏(土屋十郎右衛門)武事掛り目付(高木)も是迄専任有之事故、たとへば一件事も両方より伺出様相成に付、必然其弊可有之奉存。依之以来は諸事一筋に相成



- a. 御座間
- b. 幹事局
- c. 講堂兼習読所
- d. 素読所兼幼儀所
- e. 文庫
- f. 東舎
- g. 兵科・砲科局
二階あり
- h. 西局
- i. 算科局
- j. 惣武芸所
- k. 砲術所

明道館1671坪余
 総武芸所2772坪余

(注)『福井城三ノ丸 明道館図』(福井県立図書館蔵・松平文庫)
 但し、この図は安政5年(1858)10月以降のものと思われる。

様、無左では難勤御用弁に不相成旨申達ハ処、御評議有之ハテ、文武共館中の諸件且両局に致關係ハ事は総て御用掛りにて引請ハ事に相成申ハ。凡事の執政に申達ハ事は、預め掛りの監察エ申聞、又其事の議すべき事は之を議し、然後執政エ申達ハ事ナリ。尤監察の異議ある事は執政エ達せずと申事にては無御座ハ。是にて武場の事も、是迄の明道館中の如く、御用掛りにて専任ハ同様の事に相成申ハ⁽⁵⁰⁾」

これは又文館の組織改革を伴っていた。九月中旬の段階で村田は館内の意見を強引に誘導しつつ、政府の下問に答えるかたちで「文武両館を統一せらるる督学の如き人老人を御立に成^{暗に復公を指す} 儲其下に一局づつ各受取、各其局々を充分に相勤ハはば、尚恐くは御趣意の所へも参り可申、然る時は官制を御定被成ハテ可然⁽⁵¹⁾」との明道館側の合意を引き出していたが、一月三日の人事異動によって文館に於てこの案が実現されることになった。

即ち前田万吉・徳山唯一・矢島恕介の助教・幹事はあらたに都講とされ、もっぱら教育スタッフとして「学徒教育筋」を心配することとなり、館内の管理者・意志統一者としての役割をはずされた。同時に習読局については矢島と訓導師毛受鹿之助が担当するといふように、各局の担当者がそれぞれ定められている。

ここに於て明道館運営上の学校側の自主体制は完全に解体され、明道館は各局並立のまま御用掛りを介して総教（家老）のもとに付属される体制につくりかえられていった。

この年留守をあずかっていた家老本多修理は、一〇月一〇日付で江戸の左内に宛て、学校をはじめとする諸改革の反響について次のように書き送っていた。

「明道館文武とも此度は余程之大仕掛に得ども、悪声耳に入事少き由に。是悪声なきにあらず、耳に入らぬ許りにて即一統相励の徴候と存。当年之様な静謐之御留守は寛え不申。加之、文武之大仕掛より、司計・郡宰・製作局何れも不容易御仕掛にも、紛然風波も顕れ不申、国家之大幸実に不加之と感激致し事に御座り」

こうした大がかりな学校改革の成果としての国表に於ける「静謐」とは対照的に、江戸では將軍継嗣運動が激しく展開されていたのである。

八月一四日幕府がハリスの登城・將軍謁見を認め、外国に対し無原則の後退姿勢をとりはじめたことが慶永らの危機感を深め、運動を促進した。九月に入ると慶永は、阿州蜂須賀侯はじめ同志諸侯と連絡をとりつつ幕閣への入説を開始し、その反応をみたらうで一〇月一六日遂に老中堀田正睦に対し建儲即ち將軍継嗣の決定をせまる建白を行うに至った。

さらに一一月に入り、幕府がハリス登城の際の書取と合衆国書簡和解二冊を下し意見を求めると、越前藩は一二月二六日付でそれまでの藩論を大きくすすめた、画期的ともいえる答書をさし出

した。そこでは対外的には開国を積極的に認めるとともに、交易を通じての富国の実現が目指され、さらには「近傍之小邦」を兼併すべきことまでが説かれている。また国内的には、建儲の必要性・天下の人才の挙用・兵制改革・蝦夷地の開墾・諸学校の新設等が述べられている。

この答書はいわば越前藩安政改革派の新政治綱領ともいうべき有名なものであるが、今これを貫く国家構想を、左内の一二月二八日付の村田宛書簡によって敷衍しつつ要約すると、次のようになるであろう。

まず徳川慶喜を將軍の継嗣となし、国内人心を統一したうえで賢明な有力大名を譜代・外様に関係なく宰相に任じ、役割を分担し、その下に小名有志や天下有能の士を挙用して新政府をつくり、内政を改革して挙国体制をつくりあげる。同時に対外交易を官交易の形で積極的に行い、富国につとめ強兵へのステップとし、やがては近国を掠略してロシアと同盟を結び、西洋諸国に拮抗し世界に挺立することを目指すというのである。

こうした藩論の展開の背景には、同藩の海外状況認識の深化があったことは容易に察せられるが、しかしその時に積極開国を行いそれを富国・強兵にむすびつける不可欠の前提条件として、なお政治的な形での国内一致体制の実現が求められているところから、従来の藩論との連続性を見出しうる。

そしてさらにここで見落してはならないことは、継嗣決定後の政権構想が明確になっているということである。それは裏をかえせば、政権構想が明確になった段階で初めて越前藩は開国論にふ

みきったことになるが、この時將軍繼嗣運動も中央権力機構の具體的な改造案と不可分なかたちで位置づけられることになった。

これ以後建儲運動の推進は、主観的にはともかく客観的には幕藩制の強化に連なるものではなく、幕藩制下「公儀」を体現する幕府権力機構を解体し、新たに大名連合的色彩の強い「公儀」の創出をはかるものとなり、その反幕的性格は決定的となった。

こうした幕府への答書の趣旨を知らされた国表の首脳は「何れも拍手御同意」の姿勢を示すと同時に、中央に於て建儲運動の本格的展開を行うため藩主は翌春帰国せずとの江戸表の決意をうけ、藩内体制を固めるべく最後の仕上げにとりかかった。

それは翌安政五年（一八五八）正月二五日の監察局を中心とした人事発令となってあらわれる。ここでは保守派の目付土屋十郎右衛門他二名が転役となったあと、新たに改革派村田巳三郎及び市村乙助両名が目付に任じられた。⁽⁵⁴⁾

この時村田には文武御用掛り其儘が命ぜられており、明道館はここに村田をパイ役とし藩権力によって一元的に掌握される体制を完成させた。

即ち越前藩では將軍繼嗣運動の本格的展開に伴って、安政五年一月には藩権力支配の強化^{II}「文武相資」「政教一致」の実現に向け、権力主導型の教育を志向する左内の学校改革理念に沿って、明道館を中心に求心的に教育組織・制度が編成され、さらに明道館自体の管理・運営も藩権力によって一元的に掌握される体制が完成されたのである。以下こうした形に整えられた教育体制を総称して明道館体制と呼ぶことにしたい。

越前藩安政改革について

六 明道館体制の解体

明道館教育は体制の確立とは裏腹に安政四年末の段階で既に行き詰まりの徴候をみせていた。

まず何よりも明道館文館本体が「今の成行にては実徳実才の者出来、治教一致の場合に至り事甚無覺束」様相を呈しており、これを打開すべく二・三の教官が「来春より教育方に付種々講究研究⁽⁵⁵⁾」を行う状況であった。ことに上士階級の子弟の志気があがらず、「旧来の気習一新に及兼」手をやいていたようである。

このような状況に対し、改革派は安政五年に入り考課の出題方法を変えるなど改善策を試みたが、肝心の教官たちが生氣を失ってしまっているのは手のほどこしようもなかった。三月下旬村田は左内に明道館文館の様子を次のように伝えている。

「文場相変事無御座と申内、今一層振起致兼、甚以痛心の至、今之勢手足は先つ可なり人並の体には得共、兎角精神引立兼い病症、是には込入申内。毎日訓導・助蒙・幹事辺講究も仕懸い得共、此上衆材を鼓舞作興之学力手段に乏敷、依之諸役輩⁽⁵⁶⁾句読・助句も鬱抑して心志伸兼い勢に有之い。」

総武芸所についても事態は大同小異であった。即ち中央では將軍繼嗣運動が京都に舞台を移し、左内が最後の宮廷工作に必死に奔走していた重要な時期に、国表では明道館体制のもと教官・学生志気があがらず、文武教育が完全に行き詰まりをみせていたのである。

こうした時に、かねてから改革派が明道館教育刷新の切り札と

して囑望していた横井小楠が着任した。彼は四月七日福井に入り、二五日から登館している。

この頃の藩内の反応について、村田は「当分之処聊も差障無之、上々の都合に御座い」と述べているが、安政改革派の一方の実力者で当時奉行をつとめ「彼国第一之人材」とも言われた長谷部甚平ですら、「聞しに勝る大物：事実に就て理を窮るの議論一々明解、実に吾党の先鞭を得い事無此上大慶57」として大賛辞を呈している程であった。

しかし中央の政状は切迫し、これに呼応して国表も騒然となっていた。左内帰府後江戸に於て一橋派は慶喜擁立に向けて活発な動きをみせていたが、四月二日慶永はじめ九諸侯に滞府の幕命が出された後、翌二三日南紀派の領袖井伊直弼が突如大老に任じられると、情勢は急転直下一橋派に不利となった。

この報は五月二二日江戸から帰国した本多飛驒によって国表に入り改革派を落胆させたが、この時同時に国内の動揺を防ぐべく藩主から滞府に伴う藩政についての指示がもたらされた。

指示は全般的には先の新政治綱領における国家構想の実現に向けて、その一環を担うべく一藩規模での改革推進を説いたものであると言える。

そこではまず第一「政事向之事」として、「何分治教一致不相成いては難相済ハ勿論58」であるが、藩主留守中であるのでことに人心を引きしめるよう述べられている。ここに於て越前藩がこの時点でおお藩内における「治教一致」の実現を最大の「政事」課題としていたことがわかると共に、安政改革における学校政策の

比重の大きさを改めて確認しうる。

次には当然のこととして「明道館文武之事」についての指示がなされている。

「此儀も前条同様致担当治道に不反様取斗い事専要ニ而徒に書物読ミ或は武芸遣ヒ之多分に相成いを喜びい而已ニ而は実不相済い。文学ニ而申セハ、真誠に識見相開、行ニ国事之相談も出来、経済之学爾進い様、篤志之者と相議し、諸般可及所置い。武事之儀も同断：是又、充分実地丈夫之武術被致度、仮令、他流之者ニ而も無構立合、并鞋之陋見を開達い様いたし度、此等之儀者、万ニ承知之事ながら申述い。扱、只物事窮屈法からみニ而も不被行事故、しかと与奪之道相立可申い。59」

ここからはむしろ「治教一致」を目指し「国家之御有益」なる人材の育成を期しながら、「書物読ミ」「武芸遣ヒ」しか育たない現状に対し、「只物事窮屈法からみニ而も」行われないとの認識に到達したまま、打つ手を欠いている様子が読みとれよう。

そして以下「軍制之事」「調練之事」「農工商諸政之事」「物産之事」、さらに「航海術之事」について逐次指示がなされているが、これらも総じてきわめて具体性に乏しいものとなっている。

それは言う迄もなく、越前藩安政改革が藩内改革自体としては最早手づまりの状態となっていたことのあらわれであった。

越前藩そして明道館が小楠を受け入れざるをえない基盤がここにあった。こうした当時の越前藩政一般について、小楠は「一体之仕掛け水府杯より参り、何事も一ト息に取り懸り急迫に相成り

人心不処合に御座り、処全く病症にて、必竟は學術之正路を得申故に有之⁽⁶⁰⁾との診断を下していた。そして一応改革派の側に立ちつつも、小楠は「人心不処合」を避け君臣上下一致を重視する漸進改革論の立場から、明道館を初めとするこうした「急迫」な改革路線を批判しつつ、「學術之正路」を説く中で人心統合をはかつていったのである。

かくするうち江戸では七月五日藩主慶永が幕府から隠居・急度慎を命ぜられるという一大変事が勃発した。それは幕府首脳が日米修好通商条約を勅許なく調印し、且ついまだに將軍繼嗣を定めないことに業を煮やした慶永が、六月二四日詰問のため水戸侯父子・尾張侯と共に不時登城した責を問われたものであった。

藩主受譴は、將軍繼嗣としての慶喜を核に有力諸侯が結集して新たな「公儀」をつくり出そうとする政權構想を旨指した運動が、幕藩制下における「公儀」によって峻拒された事を意味した。そしてそれは同時に運動をおしすすめてきた改革派の存在意義と、藩政改革の意味とを失わせることになった。

この時横井小楠の存在理由は一層大きなものとなった。家老松平主馬の要請にもとづき、藩政の混乱を防ぎ人心一致をはかるため逗留・尽力を決意した小楠は、「甚思慮を被尽尤松大夫〔松平主馬―高木〕を被助、且又学校役輩を被致振起、日々孜孜勉勵有之⁽⁶¹⁾」という働きぶりであったという。

だが藩内は必ずしも平穩ではなかった。かねてから改革に不満を抱いていた保守派が慶永受譴を契機に動きを始めていたのである。その主張は「参政辺御取除、人心を御落着可然、無左ひては

越前藩安政改革について

上御一人へとがめを帰せ可申、人心不落着と云々。文武館此辺の形りにては決して引立不申、是迄之様成御遣立にては先行申間敷云々⁽⁶²⁾」というもので、藩主をここまで追い込んだ側近の引責要求、及び明道館文武教育体制批判が主眼であった。

この動きは家老狛山城・元中老天方孫八・御用人奏者番天方五郎左衛門らを中心にすすめられ、何よりも改革派家老本多修理・同側用人中根鞆負らの引責辞職要求となって展開され波紋を呼んでいた。

改革派首脳引責については、改革派及び小楠が反撃し当面くい止めた形となったが、保守派の要求が幕府への配慮を含むうえに、藩内の少なからぬ支持をとりつけたため、改革派はみずから内にも動揺が生じ明道館について軌道を修正する姿勢をしめした。

こうした中で出されたのが、一〇月二九日の次のような明道館文武詰解除の達しであった。

「中将様〔慶永―高木〕当夏御帰国被遊り得は是迄被仰出り内不便之儀ハ御改被遊り 思召之所無其儀 御代替相成りニ付 思召を被為繼文武館詰之儀ハ 御免被成り尤旧法之儀ハ 厚相守り様被仰付り」

これが慶永受譴後の人心を収攬し、あわせて保守派を懐柔せんとする配慮から出されていることは、村田が「当節困窮を解、人情向背之一術にも相成」⁽⁶³⁾「尚又此節御用捨筋之事は狛大夫〔狛山城―高木〕融解可有之一術にも可成哉」と述べていることから明らかである。

だがこの他にも、この発令を促す大きな要因がいくつかあった。一つは既に文武詰体制を維持できない状況にあったことである。これについても村田みずから「元来文武詰等之義繁劇に堪兼い勢有之い処、忠様〔慶永―高木〕御隠居被遊いては、別て此儘永統之見詰も立兼い⁶⁴」と記している。もう一つは、横井小楠が行き詰った明道館教育再建のため、この水戸流の文武詰制度の改革を主張していたことである。「先生〔小楠―高木〕頻りに水戸流之学弊を被弁い所、文武詰等にて押立いは、矢張水戸流の習氣是にて有用の人材成立の見詰無之、却て人情の私戾を起いの弊有之、其上実は現在之文武芸にては、一端之芸事に馳去、何等之有用にも立不申事を深く嘆息被致居い⁶⁵」改革派は小楠のこうした議論に触発され、「会業」を通じて思想的に自己脱皮を遂げる中で、「先んずれば則制人」として発令に踏みきっていったのである。

かくして明道館体制を支える最大の柱は内外から崩され、「各登館自由」へと大きく旋回していくこととなった。

これと共に「以後館中之儀ハ役輩共へ御任せ被成い段厚申談取斗い様」との申し渡しもなされた。この前日既に、目付千本藤左衛門に対し「明道館文武御用掛各同役一統へ被仰付い」と達せられ、村田を介しての藩権力による文武館一元の掌握体制が崩壊していたが、さらにこの発令により明道館側の自主性が認められ、左内流の「文武相資」「政教一致」実現路線は放棄されると共に、明道館体制下の管理・運営体制は空中分解したと言える。

これに関連して十一月一日明道館の下意上達系統が改定され

ている。

「以後明道館重立い儀并習読所之儀ハ訓導師素読所外塾之儀ハ蒙養師御家老中宅又者会之節御家老中へ直ニ申上廉立い儀ハ評定所へ罷出い様相成」

即ち各局担当者は、御用掛りではなく家老に、場合によっては評定所に於て直接上申を行えるようになった。

ここにみられる一連の政策のねらいは、権力主導のもと組織的・制度的に固められた中で「文武相資」「政教一致」の実現を目指す教育体制を払拭し、教官及び学生の自発性・学校の独立性を重んじる教育体制に切りかえることであった。しかしこの転回は明道館草創期理念への回帰ではなく、むしろ草創期以来方法こそちがえ越前藩が一貫して目指してきた、「人才を生育し政事の有用に用いん⁶⁶」とする学校教育をきびしく批判する小楠の教育理念に沿うものであったのである。

改革修正の最後の仕上げは、十一月一日に出された藩の外塾経費負担打ちりの達しであった。ここに於て明道館体制は事実上完全に解体し、以後明道館は藩政の前面から姿を消すことになった。

このように中央における政治運動の結果藩主が受護し、それに伴って明道館体制が解体したことは、安政初年以來外圧に抗して挙国一致の全国的防衛体制の構築を目指しつつ、学校教育を最大の槓杆として藩権力を再編しようとした越前藩安政改革路線が破綻したことを意味するものであった。

おわりに

最後に以上の考察から越前藩安政改革を鳥瞰しつつ、これにつづく万延・文久改革期への若干の展望を述べておきたい。

ペリー来航にはじまる外圧の衝撃を受けた越前藩では、全国的防衛体制の新たな構築を指向し中央に於て政治運動を開始する一方で、その構想実現に向けて安政初年から藩内改革を断行していった。

改革は軍制改革を前提とし、さらにそれを一歩すすめる藩校教育を通じて「文武相資」「政教一致」を実現する中で、より高次の政治・軍事体制の創出を目指すものであった。

その時おのずから学校政策が大きな意味をもつこととなったが、それは外圧の動きや中央での政治運動と不可分にむすびつきつつ、藩権力の教育への介入が強化される方向で精力的に展開され、やがて明道館体制へと集約されていった。しかし安政五年將軍継嗣運動に帰着した中央における政治運動が藩主の受託によって頓挫するとともに、その明道館体制は内部矛盾も手助って解体していった。それは全国的防衛体制の構築を目指しつつ、学校教育をテコとして藩権力を再編しようとした越前藩安政改革路線の挫折に他ならなかった。

このあと万延・文久期にかけて、越前藩では安政改革の反省の上に立って、幕府の圧力を警戒しつつ一旦中央政界とのかかわりを断つ形で、農民的小商品生産への対応を含む経済政策に重点をおく、より根本的な藩政再建方策にとりかかっていくことになる

越前藩安政改革について

のである。

なお小稿では、越前藩としての封建的危機の問題、及び安政改革自体の問題については敢えてふれていない。又十分に論じられなかった東篁・左内・小楠の教育観の異同や小楠と越前藩の關係をめぐる点については、いずれ稿を改めて論じてみたい。

註

- (1) たとえば三上一夫『公武合体論の研究―越前藩幕末維新史分析―』(御茶の水書房・一九七九)などがその一つの成果である。
- (2) 歴史学研究会編『明治維新史研究講座』二(平凡社・一九五八)二二―頁。
- (3) 福田源三郎編『越前人物誌』(玉雪堂・一九一〇)五六―七頁。
- (4) 『橋本景岳全集』(続日本史籍協会叢書・一九三九、以下『景岳全集』と略す。)二三五頁。
- (5) 同右、二三五頁。
- (6) 『昨夢紀事』一(日本史籍協会叢書・一九二〇)七〇頁。
- (7) 同右、七〇頁。
- (8) 越前藩の本格的軍制改革は嘉永五年(一八五二)八月「外寇防禦に適合」(『奉答紀事』)すべく銃陣編成をめざして始められ、それをうけてさらに安政元年(一八五四)一二月銃砲組の編成を柱とする改革が行われた。
- (9) 『幕末維新風雲通信』(東京大学出版会・一九七八)一二

一・一二二頁。

- (10) 越前藩は文化八年(一八一二)に福井米町の米問屋布屋内藤喜右衛門から学問所設立の建白と献金がなされたことを受けて、文政二年(一八一九)城下桜の馬場に正義堂と称する学問所を設立した。ここでは、「藩士并領中僧俗貴賤ヲ論セス有志ノ者勝手ニ入学ヲ許サレ句読文義ヲ授ケ尚別ニ月六回程ノ日ヲ定メ儒者高野惣左衛門清田丹蔵等出席経書ヲ講シ」たという。(文部省総務局編『日本教育史料』卷二、三八頁。)
- (11) 文部省総務局編『日本教育史資料』(以下「資料」と略す。)卷二、九頁。

- (12) 『明道館御用留拔書』(福井県立図書館蔵松平文庫、以下引用でとくに註記しない場合は全てこれによる。)には、わずかに二名の藩士以外の入学許可者が記されているにすぎない。一名は元御番組の浪人奥田倭助^{カキ}であり、もう一名は布屋理兵衛である。奥田は準藩士といふべき身分であり、布屋は前述の正義堂設立に功労のあつた布屋喜右衛門とのつながりが想定される。

- (13) 『昨夢紀事』一、二八四頁。
- (14) 同右、三〇二〜三〇七頁。
- (15) 同右、三六一頁。
- (16) 同右、三七五頁。
- (17) 同右、四二九頁。
- (18) 『資料』卷二、五一頁。
- (19) 『景岳全集』一〇六〜一〇八頁。

- (20) 「真雪草子」(『松平春嶽全集』一、原書房・一九七三所収)三五頁。

- (21) 『景岳全集』九九頁。
- (22) 同右、一一九・一二〇頁。
- (23) 同右、一一〇頁。
- (24) 同右、二三三・二三四頁。
- (25) 『昨夢紀事』二、二〇頁。
- (26) 『資料』卷二、一一頁。
- (27) 『続片龔記』中卷(福井県郷土叢書・一九五六)二一五頁。

- (28) 『資料』卷二、三七頁。
- (29) 「館務私記」(福井市立郷土歴史博物館蔵)による。但し発令はこれより遅れてなされたであろう。なお外塾規定には学事日程・学習方法・読書課程や役職名などが定められている。

- (30) 『資料』卷二、三六頁。
- (31) 郷校では「郷約」が月一回「諸父老及子弟」を集めて厚く申し渡されることになっていたが、その内容は「康熙聖諭」一六ヶ条の中から「隆学校以端十習。黜異端以高正学」の二条を除いた、儒教倫理を柱に農村生活の倫理を説いたものである。(石川謙『近世の学校』高陵社書店・一九五七、一五八・一五九頁参照。)又ここでの学習については、歴史類を讀ませず、さらに「六諭衍義」の月二回会読をはじめ、「六諭衍義大意」「五常五倫名義」「和語陰陽録」などを重視せん

としていた。〔館務私記〕

(32) 『館務私記』

(33) 『資料』巻二、三六頁。

(34) なおこの頃の「家塾・寺小屋」一般に関しては、『資料』に「家塾等ヲ開キ子弟ニ教授スルハ凡テ藩政ノ檢束ヲ受ケス何人タリトモ自由ニ開設シタリト云」とある。(巻二、三六頁。)

だがこの時期民間における教育が野放しにされていたとは考えにくい。坂井郡波寄の大庄屋杉田仙十郎が安政二年設立した学校は、藩から「審の沙汰」として差し止められ、杉田は塾居を命じられたという。(『福井県史』藩政時代・一九二〇、三七二頁。)

杉田が大庄屋を罷免されたのは安政四年四月二六日であり(『御国在方』福井県立図書館蔵)、これが塾居と同時期であるとすれば、明道館教育体制の整備過程で、藩権力は民間独自の教育組織を上から強圧的に整理する政策をとった可能性も考えられる。

(35) 『資料』巻二、一三頁。

(36) この年の九月一〇日に吉田郡堅達山で家老以下百余人にのぼる参加者を得て行われた洋式野外軍事訓練は、兵科局が主宰している。

(37) 『奉答紀事』(東京大学出版会・一九八〇)一八四頁。

(38) 『景岳全集』二八九頁。

(39) 『館務私記』

(40) 『景岳全集』二〇五頁。

越前藩安政改革について

(41) 同右、二五九・二六〇頁。

(42) 同右、二〇五頁。

(43) 『昨夢紀事』二、一三三頁。

(44) 『景岳全集』二一〇頁。

(45) 同右、三六四・三六五頁。

(46) 但し助蒙養師岩城外次郎は、一〇月三日付で「御製造方見習」を命ぜられ転役となった。

(47) 『景岳全集』三六五頁。

(48) 『惣武芸所御用留拔書』(福井県立図書館蔵・松平文庫)

(49) 『景岳全集』四二二頁。

(50) 同右、四二五頁。

(51) 同右、四二四頁。

(52) 同右、四五八頁。

(53) 『昨夢紀事』二三九〜二四二頁参照。

(54) 『続片鱗記』中巻、二八二頁。

(55) 『景岳全集』六〇四頁。

(56) 同右、八一五頁。

(57) 同右、八六八頁。

(58) 『奉答紀事』二〇二頁。

(59) 同右、二〇三頁。

(60) 山崎正董『横井小楠遺稿篇』(明治書院・一九三八、以下『遺稿』と略す)一五八頁。

(61) 『景岳全集』一〇三二頁。

(62) 同右、一〇四九頁。

- (63) 同右、一〇八四頁。
- (64) 同右、一〇八三頁。
- (65) 同右、一〇八三頁。
- (66) 『遺稿』三頁。

一九八一・五・三

執筆者紹介

- 中井信彦 慶応義塾大学文学部名誉教授
- 志水正司 同文学部教授
- 坂本勉 同文学部助教授
- 池永佳昭 慶応義塾大学大学院修士課程修了
- 池田年穂 同大学院修士課程修了
- 高木不二 慶応日吉高等学校教諭
- 長谷山彰 慶応義塾大学大学院博士課程
- 森岡敬一郎 慶応義塾大学文学部教授
- 真下英信 慶応女子高校教諭

『史学』第五一卷第一・二号正誤表

ジョン・ロック政治思想の形成過程に関する一考察(二)

大森雄太郎

一七五頁、補註七行目、小稿(一)一六一頁↓小稿(二)一七五頁